

西晉司馬氏婚姻考

渡 邊 義 浩

はじめに

中国の貴族制における属性の一つに身分的内婚制がある。仁井田陞は、沈約の王源への彈劾文を論拠に、南朝において士（貴族）と庶（平民）にはそれぞれ内婚制が存在し、敦煌で発見された「天下姓望氏族譜」に現れるように、唐代にも身分的内婚制は繼承された、としている。^(一)こうした身分的内婚制へと発展していく事実上の通婚範囲の限定は、どのように形成されたのであろうか。

1 安田二郎は「西晉武帝好色攷」において、司馬炎の後宮拡張策を分析し、三世紀中国の王朝体制の特質の一端を後宮の身分的内婚制的拡充に見出した。そして、かかる政策の原因は、該時期の君主なりその母胎の王族なりが、諸他の有力勢族名家（そのリーダー）と基本的に異なる存在ではなく、数いる同輩中の第一人者（プリムス・インテル・パース）に留まったことにある、と主張する。さらに、こうした君権の弱体性と現存する官僚体制の機能

的不備とを直接的な個人的關係に依拠して補完する措置に、私的性格を強く帶有する直接的個人的な結合關係に基づく王朝秩序形成のバイアスを、「封建制」なる範疇に属せしむることにより、該時期中国史を世界史の枠組の中に位置づけることができる、とするのである。^(三)

当該時代を規定し得るほどの秩序を帝室の婚姻政策に見るのであれば、その分析対象は後宮のみに止めるべきではない。貴族制の枠組みの全体のなかで、婚姻關係が果たした役割を考えるべきである。^(四) 本稿はその一環として、帝室である司馬氏の婚姻關係を公主・諸王へと拡げて検討する。それを「封建制」のメルクマークと考えるか否かの問題をも含めて、司馬氏の婚姻政策が果たした役割について考察していきたい。

一、西晉成立以前の司馬氏

西晉を建国した司馬氏の祖先は、楚の殷王司馬卬の後裔で、卬の八世孫が後漢の征西將軍の鈞、鈞の子が豫章太守の量、量の子が潁川太守の偶、偶の子が京兆尹の防である（『晉書』卷一 宣帝紀）。防には、「司馬芳碑」も残されているが、^(五)これらの間の司馬氏の婚姻關係は不明である。

西晉の基礎を築いた司馬懿は、司馬防の次子にあたる。司馬懿の婚姻相手は、司馬懿と同じ河内郡出身地とする張春華である。彼女の父の張汪は、曹魏に仕えたが、粟邑縣令に至ったに過ぎない（『晉書』卷三十一 后妃宣穆張皇后傳）。母はのちに山濤を出す同じく河内郡の山氏の出身である。山氏は山濤に至っても「小族」と戯れた家であり、山濤の父の山曜も宛句縣令に至ったに過ぎない。^(五)鈞以来、世々二千石の官僚を輩出してきた司馬氏

と比べるとやや劣るが、張春華も豪族の出身と考えてよい。司馬懿の婚姻は、後漢に多く見られる同郡の豪族同士の婚姻である。^(六) 司馬懿には師・昭・榦・南陽公主を生んだ嫡妻の張春家のほか、亮・佃・京・駿を生んだ伏太妃、彤を生んだ張夫人、倫を生んだ柏夫人があつたが〔晉書〕卷三十八宣五王傳、いずれの夫人も出自は不明で、嫡妻以外の家柄に考慮が払われた形跡はない。

崔琰の評価を受けて「名士」となり、荀彧の推挙により曹魏政権に参入した司馬懿は、長子の司馬師には当初、夏侯尚の娘である夏侯徽を娶らせていた。夏侯徽は、兄が夏侯玄、母が曹操の娘の德陽公主であつた〔晉書〕卷三十一 后妃 景懷夏侯皇后傳。夏侯氏は、曹氏の準宗室と考えてよく、司馬懿が当初、曹室に接近しようとしていたことを窺い得る。しかし、司馬懿の地位は、やがて曹魏の臣下に止まらなくなる。諸葛亮が陣没した青龍二(二三四)年、早くもその野望を感じ、義父の司馬懿を「魏の純臣」ではないと知つた夏侯徽は鳩殺された〔晉書〕卷三十一 后妃 景懷夏侯皇后傳。代わつて司馬懿は、「文學」により文帝曹丕の寵臣となり、陳羣・司馬懿・朱鑠とともに文帝の「四友」と称された呉質の娘を一時司馬師に娶らせた〔晉書〕卷一 宣帝紀。曹操から始まる「文學」の宣揚に対応して、いち早く新しい文化を身につけようとした動きと理解できよう。^(七) しかし、すでに「文學」好きの文帝も崩御しており、その必要性は高くなかつたようである。やがて、これも黜け、泰山郡の羊衝の娘である羊徽瑜を娶らせた〔晉書〕卷三十一 后妃上 景獻羊皇后傳。泰山の羊氏は、「世々二千石」の家柄であり、羊徽瑜の外祖父は蔡邕である。儒教を中心とした文化的価値を存立基盤とする「名士」を結集し、玄學を宣揚する曹爽政権に対抗した司馬懿の政治的立場をそのまま表現する婚姻関係と言えよう。^(八) このように司馬師の婚姻相手の転変には、曹魏における司馬懿の位置が反映している。すなわち、はじめは曹室との関わりを求め、次いで

「文學」への対抗を考慮し、最終的には「諸生の家」である司馬氏と同質の儒教を存立基盤の根底に置く「名士」との結束を重視していくのである。

司馬懿は、師の弟である司馬昭には、王肅の娘である王元姬を娶らせている（『晉書』卷三十一 后妃上 文明王皇后傳）。周知のとおり、王肅は漢の鄭玄に対抗して多くの經典に注を附した經學者であり、その父王朗は、曹魏を代表する「名士」として司徒にまで登り詰めている。王肅は、『孔子家語』により、準宗室殺害となる司馬師の夏侯玄殺害、皇帝の廃立となる司馬昭の曹芳廃位を正当化した。⁽¹⁰⁾ また、司馬炎が西晉を建国し、「儒教国家」の再編を試みると、その禮説は具体的な政策に反映されていく。⁽¹¹⁾ なお、昭の異母弟の彤には、王基の娘である王粲を娶らせている。王基は、王肅と厳しく論争をした鄭玄學の繼承者である。⁽¹²⁾ 司馬氏は、王肅説を「儒教国家」再編の中心的な學説としながら、鄭玄説にも目配りをしている。そうした状況を窺い得る婚姻関係である。

さらに、昭の弟の榦は滿寵の娘を娶り、異母弟の佑は諸葛誕の娘を娶っている。⁽¹³⁾ このように司馬氏は、司馬懿の同郡の豪族同士の婚姻から、師・昭の世代には、郡を超えた「名士」との婚姻関係を持つに至った。なかでも、王肅のような国家政策を正当化する理念を提供し得る相手と結ぶことにより、勢力拡大の手段としてはもとより、国家理念の創出にまで婚姻関係を利用しているのである。

かかる傾向は、その子女の婚姻にも看取し得る。司馬懿の娘である高陽公主は杜預に尚している。杜預は『春秋左氏經傳集解』を著して、皇帝殺害である司馬昭の高貴郷公曹髦殺害を正当化している。⁽¹⁴⁾ さらに杜預は、司馬師の妻である羊徽瑜の同母弟である羊祜の方針を繼承して孫呉を征服、西晉の中国統一に寄与することになる。また、司馬懿のもう一人の娘は、荀冀に嫁いでいる。荀冀は、曹操を支えやがて訣別した曹魏の「名士」の中心、荀彧の

子である。荀彧―陳羣（荀彧の娘婿）の系譜を継いで、「名士」の糾合を図り、曹氏に対抗した司馬懿には、大きな意味を持つ婚姻関係と言えよう。

司馬師の娘と司馬昭の娘の京兆長公主が前後して嫁いだ甄憲も、魏晉革命において大きな役割を果たした。司馬昭は皇帝の曹芳を廃位した時も、続いて即位した曹髦を殺害した時にも、郭皇太后より詔を仰いで事態を收拾している。^(二四) その際に、甄憲はもと郭氏の出身であるため、司馬氏と郭皇太后を結ぶ従順な架け橋となったのである（『三國志』卷五 文昭甄皇后傳）。また、司馬昭の娘である常山公主が尚した王濟は、太原の王氏の出身であり、祖父の王昶は曹魏の司空、父の王渾は杜預とともに孫呉の征服に活躍し、司徒・録尚書事に至っている。なお、羊祜・杜預・王渾といった孫呉征討派が、すべて司馬氏との婚姻関係を有している点は、蜀漢を征討した鍾會が反乱を起こしたことを鑑みると、留意すべきである。

以上のように司馬氏は、自己の勢力拡大過程において積極的に婚姻関係を利用した。その結果、司馬懿の婚姻が後漢代に多く見られた同郡の豪族同士の婚姻であったことに對して、司馬師・司馬昭期のそれは、郡を超えた「名士」との婚姻となった。中でも、昭の義父である王肅、および懿の娘婿である杜預という二人の有力な經學者と婚姻関係を結び、『孔子家語』、『春秋左氏經傳集解』により、司馬氏の権力を正統化させたことは、「儒教国家」の再編を目指す司馬氏の婚姻関係を特徴づける。ただし、これらの婚姻関係は、司馬氏が君主となつてから結んだものではなく、あくまでも同輩者同士の婚姻であつた。これに對して、西晉を建国した司馬炎の婚姻は、どのような特徴を有しているのだろうか。

二、武帝司馬炎の後宮制度

王肅の娘である王元姫と司馬昭の子が、武帝司馬炎である。皇帝に即位すると武帝は、楊炯の娘である楊艷を皇后に立てた（『晉書』卷三十一 后妃上 武元楊皇后傳）。「弘農の楊氏」を称する隋との関係なのか、現行の唐修『晉書』は、楊炯が後漢の「四世三公」である弘農の楊氏の家系と、どう繋がるのかを明記しない。そのため、王伊同も矢野主税も、楊炯の家を「四世三公」の楊震の家系とは別系と位置づけている。^(二五)しかし、洛陽から出土した「楊駿殘碑」により、楊炯・楊駿の兄弟は、楊衆の孫で、楊震の五世孫にあたる^(二六)ことが分かるのである。

すなわち、武帝が皇后とした楊艷の父である楊炯、楊艷の薨去後に皇后とした楊芷の父である楊駿は、従来言われていたような弘農の楊氏の別系などではなく、楊震以来「四世三公」を輩出した弘農の楊氏の本流出身なのである。後漢では、汝南の袁氏と弘農の楊氏が、ともに「四世三公」の家柄として尊重されていた。もともと楊氏は、一族の宦官と協力して勢力を拡大した袁氏に比べて、その清白に高い評価があった。後漢末に袁氏の本流である袁術と袁紹が減んでいた西晋において、弘農の楊氏は最も伝統ある清なる家であった。^(二七)それを皇后に据えることにより、武帝は、後宮にヒエラルキーを形成していくのである。

武帝は、「三夫人・九嬪」といった後宮の女性を、貴族の家から迎えている。『晉書』卷三十一 后妃上 武元楊皇后傳^(二八)に、

泰始中、(武)帝博く良家より選びて以て後宮を充たさんとし、先づ書を下して天下の嫁娶を禁ず。宦者をして使車に乗り、驕騎を給し、州郡に馳傳して、選に充つ者を召さしめ、(楊皇)后をして揀擇せしむ。后は性

妒にして、惟だ潔白の長大なるを取り、其の端正美麗なる者は並びに留められず。時に下藩の女美色有り、帝掩扇して后に謂ひて曰く、「卞氏の女佳し」と。后曰く、「藩は三世后族たり、其の女卑位を以て枉まがる可からず」と。帝乃ち止む。司徒の李胤・鎮軍大將軍の胡奮・廷尉の諸葛沖・太僕の臧權・侍中の馮孫・秘書郎の左思及び世族の子女、並びに三夫人・九嬪の列に充つ。司・冀・兗・豫の四州の二千石の將吏の家もて、良人より以下を補ふ。名家・盛族の子女、多く衣を敗り貌を瘁うして以て之を避く。

とあるように、『晉書』では、司徒以下の高官の娘を三夫人・九嬪に充てたことが述べられる。これに対して、注(二)所掲安田論文は、詳細な考証により『晉書』の史料批判を行い、娘を入内させた時には、李胤以下の官職はけつして高位ではなく、娘が三夫人・九嬪となることにより、父兄が高官に出世したことを実証した。

それは、楊皇后の「卞」藩は三世后族たり、其の女卑位を以て枉まがる可からず」という言葉にも明らかである。琅邪の卞氏は倡家の出身であつたが、曹操の妾となつた武宣下皇后（文帝曹丕の母）、高貴郷公の皇后（下隆の子）、陳留王の皇后（卞琳の子）と三世にわたつて皇后を輩出した家柄となつてゐた（『三國志』卷五 武宣下皇后傳）。そうした家の娘を妾のような「卑位」に就けることはできない、と楊皇后も武帝も考えたのである。かと言つて、かつての卞氏がそうであつたような倡家、あるいは兵戸である士家からではなく、「良家」より選んでゐるが、弘農の楊氏や司馬氏と並ぶような家から、妾を選んだわけではないのである。

それでは、武帝はなぜ三夫人や九嬪の父兄を高官に拔擢したのであるうか。注(二)所掲安田論文は、これを孫皓の後宮拡大政策と係わらせながら、「皇太子衷の不慧が明らかとなり、後嗣としての適格性に多大な危惧をいだかざるを得ないにも拘らず、抜本的解決策たる「廢立」をなし得ないとすれば、王朝の将来を見通した然るべき

「身後の計」は不可欠であつて、天下有力家族の子女を納宮することを通して、個別的に結合を固めてその支援を期待する、と同時に、皇太子衷と血氣を同じくする多数の親弟を獲得し、将来の新皇帝の藩屏たらしめる——これが、天下の嫁娶を一時的に停止させて公卿以下盛族良家を対象とする采女策に踏み切った武帝の意図にほかなるまい」と述べている。

武帝が、皇太子司馬衷の不慧を補うため弟を増やし、藩屏として王に封建することを目指して、多くの妾を納宮させたことは間違いない。武帝は、十名前後の公主のほか、二十六名の男子を生ませ、惠帝・懷帝以外に、十六名を王としている（『晉書』卷六十四 武十三王傳）。しかし、妾とした家が、けつして「天下有力家族」とは言えず、武帝の拔擢を俟つてはじめて高位に就き得たことは、安田自身が論証しており、安田の議論は自家撞着を起こしていると言わざるを得ない。

むろん、「天下有力家族」とは言えないにしても、武帝に三夫人の家と結びつきたい動機はあつた。貴嬪（こひ）の胡芳は、鎮軍大將軍となる胡奮の娘であるが、胡奮の父胡遵は司馬懿の遼東遠征で別働隊を指揮し（『三國志』卷八 公孫度傳附公孫淵傳）、弟の胡烈は平蜀後の鍾會の乱の際、鍾會に従わず乱を平定している（『三國志』卷二十八 鍾會傳）。夫人の諸葛婉は、廷尉となる諸葛沖の娘であるが、沖の父諸葛緒は、蜀漢を征討中、鍾會によって失脚させられている（『三國志』卷二十八 鍾會傳）。貴人の李暉は、司徒となる李胤の娘であるが、李胤は蜀漢の平定時に、西中郎將・督關中諸軍事として關中を固めていた（『晉書』卷四十四 李胤傳）。すなわち、三夫人は、いずれも蜀漢の征討、および鍾會の乱の平定に係わりがあつた家から選ばれているのである。孫呉征討派がいずれも司馬氏と婚姻關係にあつたことを考えると、三夫人は器量により選ばれたのではなく、軍事的に司馬氏に忠誠を尽く

した家を褒賞するために選ばれていることが分かるのである。

そうした事情を踏まえたうえで、なお三夫人・九嬪以下の後宮制度は、司馬氏が特定の家と「個別的に結合を固めてその支援を期待する」ために設けられたと考えることはできない。武帝の後宮制度は、周代の後宮制度として儒教經典が規定していたモデルを実現しようとしたものだからである。『禮記』昏義に、

古は天子の后は六宮を立つ。三夫人・九嬪・二十七世婦・八十一御妻、以て天下の内治を聴き、以て婦順を明

章す。故に天下内和らぎて家理まる。天子は六官を立つ。三公・九卿・二十七大夫・八十一元士、以て天下の外治を聴き、以て天下の男教を明章す。故に外和らぎて國治まる。故に曰く、「天子は男教を聴き、后は女順を聴く。天子は陽道を理め、后は陰徳を治む。天子は外治を聴き、后は内職を聴く。教順成俗し、外内和順し、國家理治す。此を之れ盛徳と謂ふ」と。

と「三夫人・九嬪」以下の叙述があり、武帝の後宮が『禮記』に伝えられる周の後宮制度を模範としていたことが分かる。また、九嬪の一つの修儀となった左芬は、容色に優れず寵愛はされなかった。しかし、兄の左思と同様、文才に秀で、事あるごとに武帝の求めに応じて、賦・頌・誄をつくった（『晉書』卷三十一 后妃上 左貴嬪傳）。このような容姿の美しさよりも賢才の女性を皇后が皇帝に勧めるべきとする思想は、『毛詩』國風 關雎の詩序に見られるもので、武帝の後宮制度が儒教の規範に従っていることを傍証する。

『禮記』では、天子が率いる「三公・九卿」以下の六官と、皇后が従える「三夫人・九嬪」以下の六宮とを、対称的に描いている。武帝が、「三夫人・九嬪」の父兄を、三公の司徒や九卿の廷尉・太僕に抜擢したのは、かかる対称性を官僚制度の中に具現化しようとしたためであろう。司馬氏に軍事的忠誠を尽くした将官の家を後宮のヒエ

ラルキーと呼応させ、官僚制度の中に位置づけていく。李胤以下の拔擢には、自らが形成した秩序を国家の官制に反映させようとする武帝の意志が存在したのである。

『禮記』ではまた、後の地位を天子に匹敵するものとしている。こうした後の地位の高さは、『白虎通』嫁娶に、^(二四)

「天子の妃之を后と謂ふは何ぞ。后なる者は、君なり。天子の妃は至尊、天下之を尊ぶ、故に之を后と謂ふなり」とあるように、後漢「儒教国家」で承認されたものであった。これにより後漢では、皇后の嫡妻権を抛り所に、外

戚が権力を掌握したのである。^(二五)それまでは、たとえ儒家であつても、『荀子』君子篇に、^(二六)「天子に妻無し。人として

匹無きを告ぐるなり」とあるように、人として匹敵する者のいない天子には、妻は存在しないとされていた。注

(二三) 所掲保科論文は、「始皇帝の「皇后」が一切史乗に見えず、息子たちも嫡庶の別を論じられない。このことは、少なくとも始皇帝が創始した皇帝支配体制の中に、皇帝の嫡妻たる「皇后」など想定されていなかったことを暗示しているのではないか」としている。首肯し得る見解である。「儒教国家」の再編を目指す武帝は、後漢

「儒教国家」で定まった皇后の尊重を継承しているのである。^(二七)

武帝の外祖父である王肅もまた、『孔子家語』大昏解に^(二八)

孔子對へて曰く、「古の政を爲すは、人を愛するを大と爲す。人を愛する所以は、禮を大と爲す。禮を治むる所以は、敬を大と爲す。敬の至りは、大昏を大と爲す。大昏は至れり。大昏既に至れり。冕して親迎す。親迎は之を敬するなり。是の故に君子は敬を興して親しむことを爲す。敬を捨つれば則ち是れ親しむことを遺つる。親します敬はざれば尊からず。愛と敬とは、其れ政の本か」と。(哀)公曰く、「寡人願はくば言ふこと有らん。然れども冕して親迎するは、^{はなは}已だ重からずや」と。孔子愀然として色を作して對へて曰く、「二姓

の好を合して、以て先聖の後を繼ぎ、以て天下・宗廟・社稷の主と爲る。君何ぞ已だ重しと謂ふか」と。

と『禮記』哀公問を踏襲して、天子は冠をかぶつて親迎すべきほど、后を尊重しなければならぬと主張している。皇后を尊重するため武帝は、『晉書』卷三 武帝紀に、^(二九)

(泰始十年閏正月) 丁亥、詔して曰く、「嫡庶の別は、上下を辨じ、貴賤を明らかにする所以なり。而れども近世より以來、多く皆内寵をば、妃后の職に登し、尊卑の序を亂す。今より以後、皆妾媵を登用して以て嫡正と爲すを得ず」と。

との詔を出している。「近世」とは曹魏を指し、曹操が倡家の卞氏を、文帝が賤人の郭氏を、明帝が車工の娘毛氏を、それぞれ内寵により微賤から立后した事実を踏まえながら、武帝は、嫡庶の別を守り、「妾媵」を登用しないことを天下に宣言しているのである。注(二) 所掲安田論文は、この詔を「三夫人九嬪以下の「妾媵」が将来にわたつて正后に登用されることなどは、断じてあり得ないこと、端的に言つて、皇后楊氏の地位にはいささかの變動もあり得ないことを、天下に宣明することにあつたところを理解し得る」とする。政治過程論としては、その通りであらう。しかし、惠帝の不慧という具体的な政治状況の如何に拘らず、原理原則として、皇后の地位は不動にして犯すべからざるものであつた。それは、皇帝と皇后とを対偶として理解する儒教的皇后観としては当然のことで、皇后の地位を蔑ろにした曹魏が、その皇帝位をも奪われたのは当然のこと、と武帝が従う儒教的皇后観の論理は展開し得る。とすれば、皇帝を頂点とするヒエラルキーが不変不動でなければならないように、皇后を頂点とする後宮のヒエラルキーも動かすことはできない。楊駿をはじめ「三楊」が、のちに外戚として權力を掌握したことも、皇帝に匹敵し得る皇后の地位をその背景としていたのである。

以上のように、武帝は、皇帝・皇后を頂点とするヒエラルキーを対偶として構築しようとしていた。後宮の「三夫人・九賓」の序列とあわせて、その父兄を「三公・九卿」に抜擢した理由は、貴族の官僚としての地位の高下は、皇帝により編成される国家的な秩序と等しくあるべきだとの思いの発露に求めることができる。自らとの婚姻関係により、貴族の地位を定めていく。こうした帝室との婚姻関係により貴族の官僚としての地位の高下を規定しようとする方向性は、武帝の子女の婚姻にも見られるのであろうか。

三、身分的内婚制と貴族制

王肅の『孔子家語』大昏解は、『禮記』を踏襲しながらも、後宮の制度には触れない。その代わり、妻と並んで子の重要性を強く説いている。『孔子家語』大昏解に^(三〇)

孔子遂に言ひて曰く、「昔三代の明王必ず妻子を敬するや、蓋し道有り。妻なる者は、親の主なり。子なる者は、親の後なり。敢へて敬せざらんや。是の故に君子は敬せざるは無し。敬なる者は、身を敬するをば大と爲す。身なる者は、親の支なり。敢へて敬せざらんや。其の身を敬せざるは、是れ其の親を傷つく。其の親を傷つくは、是れ其の本を傷つくるなり。其の本を傷つければ、則ち支之に従ひて亡ぶ。三者は百姓の象なり。身以て身に及ぼし、子以て子に及ぼし、妃以て妃に及ぼす。君能く此の三者を修むれば、則ち大化天下に懐^{いた}れり。昔者^{むかし}大王の道や、此くの如くにして國家順へり。

とあるように、王肅は、妻は親を祭る主であるから尊重すべきと、妻の宗廟祭祀における重要性を確認しながら、^(三一)

子を尊重すべきことを併せて説いているのである。それでは、武帝は、子である諸王と公主に、どのような婚姻関係を結ばせたのであろうか（以下典拠は、表「司馬氏の婚姻関係」を参照、（官・爵）は最高官と爵位を示す）。

武帝の諸子の中で婚姻関係が記載される者は、惠帝と成都王の類である。惠帝は、賈充（太尉・魯郡公）の娘・南風を娶り、そののち羊玄之（尚書右僕射・興晉公）の娘・羊獻容を娶っている。成都王の類は、樂廣（尚書令・二）の娘を娶っている。また、公主は五人（うち滎陽公主は直前に薨去）の婚姻相手が判明する。すなわち、滎陽長公主は華恒（驃騎將軍・苑陵縣公）、武安公主は溫裕（左光祿大夫・？）、父は溫羨（大陵縣公）、襄城公主は王敦（丞相・武昌郡公）、繁昌公主は衛宣（？・？）、父は衛瓘（蘭陵郡公）、滎陽公主は盧諶（司空從事中郎・？）、父は盧志（武強侯）に尚している。諸王と公主の重視ぶりを理解できよう。

二で検討した「三夫人・九嬪」以下の妾媵の父兄の爵位が、李胤の廣陸侯を最高位とすることに對して、諸王と公主の婚姻相手、あるいはその父兄は、郡公・縣公の爵位を持つ者が多数を占める。公主の尚した嫁ぎ先も、諸王の妃も、当時の一流貴族ばかりである。むしろ、婚姻関係が判明するものは、武帝の多くの子女の一部に過ぎない。かかる傾向を婚姻関係の判明しないその他の子女にも類推することは許されるであらうか。

それを傍証するため、さらに検討対象を上げよう。武帝の孫の適（愍懷太子）は、王衍（太尉・武陵侯）の娘・惠風を娶り、同じく孫の鄴（愍帝）は、荀輯（衛尉・濟北郡公）の娘を娶っている。武帝の弟である攸（齊王）は、惠帝と同じく賈充（太尉・魯郡公）の娘である賈荃を、武帝と同世代の顯（河間王）は繆胤（太僕・？）の妹を、越（東海王）は裴盾（徐州刺史、？、伯父は裴秀（鉅鹿郡公）の妹を、苻（趙王倫の世子）は劉琨（太尉・廣武侯）の妹を、覲（琅邪王伉の世子）は夏侯莊（淮南太守・清明亭侯）の子を娶っている。このように武帝の子女以

外にも、諸王や公主とはほぼ同様の傾向を見ることができると。武帝は、自分の子女である諸王や公主の婚姻相手に、当時の一流貴族を選んでいたと考えてよい。

続いて、司馬氏の姻戚相互間の婚姻関係を調べてみよう。図「司馬氏の姻戚の婚姻関係（後漢～東晉）」の中で、1 西晉時代（実線で表記）に複数の婚姻関係を持つ家は、(2)(4)太原の王氏・(3)(4)弘農の楊氏・(3)琅邪の王氏・(3)河東の衛氏・(3)范陽の盧氏・(3)中山の劉氏・(3)河東の裴氏であり、2 西晉時代を含み複数の婚姻関係を持つ家は、(2)(4)泰山の羊氏・(2)琅邪の諸葛氏・(3)太原の温氏・(4)南陽の樂氏であり、3 複数の婚姻関係を持つ家は、(1)(4)潁川の荀氏・(2)(3)沛國の夏侯氏・(2)東海の王氏であり、4 単数の婚姻関係しか持たない家は、(1)京兆の杜氏・△遼東の李氏・△長樂の馮氏・△天水の趙氏・(3)平原の華氏・(3)(4)河東の賈氏・(4)琅邪の孫氏・(4)北地の傅氏であり、5 婚姻関係を持たない家は、(1)河内の張氏・(2)濟陰の呉氏・(2)中山の甄氏・(2)河内の楊氏・(2)山陽の滿氏・(2)東萊の王氏・△安定の胡氏・△齊國の左氏・(3)東海の繆氏である（(1)は司馬懿・(2)は昭・師・(3)は武帝・(4)は惠帝期の姻戚を示し、△は武帝の妾媵を示す）。

もちろんこれも限られたデータに過ぎないが、一定の傾向を把握することはできる。

第一に、二で検討した△武帝の妾媵は、父兄の爵位が劣るだけではなく、婚姻関係からも排除されている。唯一、複数の婚姻関係を持つ琅邪の諸葛氏は、すでに琅邪王の伯と婚姻関係があり、妾媵としては例外に属する。それ以外は、△遼東の李氏と△長樂の馮氏は、彼ら同士の婚姻であるし、△天水の趙氏は、武元楊皇后の母方の実家より皇后のお声掛かりで入内したもので、妾媵であることにより皇后家と婚姻関係を結べたわけではない。すなわち、武帝の妾媵は、皇后や諸王・公主の姻戚とは、婚姻関係の持てない、より下層の貴族から選ばれたことが分かる。

第二に、1西晉時代だけで複数の婚姻関係を持つ家には、太原の王氏・弘農の楊氏・琅邪の王氏・范陽の盧氏・河東の裴氏といった南北朝まで続く一流貴族が多く含まれる。^(三三) 彼らは太原の王氏を除きすべて(3)武帝期の姻戚である。武帝が皇后や諸王・公主の姻戚とした家は、このち閉鎖的な婚姻圏を形成していく一流貴族なのである。また、彼らが相互に婚姻関係を結んでいることも重要である。すでに西晉期においてその閉鎖的な婚姻圏は形成され始めており、それが武帝の婚姻政策と大きな関連性を有していることが分かるためである。^(三四)

第三に、(1)司馬懿の姻戚、(2)師・昭の姻戚は、王肅の出た東海の王氏を除いて、複数の婚姻関係を有していない。司馬懿、司馬師・司馬昭のときの婚姻が、閉鎖的な通婚姻圏を持つ貴族制の秩序を形成するために結ばれたものではないことを確認できよう。

以上のように、司馬氏の姻戚を検討すると、大別して、①帝室を中心に閉鎖的な通婚姻圏を形成していかうとする一流貴族のグループ、その下に位置する②司馬昭までの姻戚や、武帝の妾媵を出すような少し劣る貴族のグループ、という二つのグループに分類することができる。ここにさらに、注(三)所掲中村論文が南朝を対象に明らかにした③貴族でありながら寒門と称されるグループが、続くのである。そして①③とは、やがて「天隔」とも称されるほどの距離感を持つて、士庶区別^(三五)により国家的な身分として士との婚姻を禁止される④庶が広範に存在する。このような婚姻に基づく階層的秩序の存在を指摘し得る。注(一)所掲仁井田論文が着目した身分的内婚制は、西晉武帝の婚姻政策を機に形成されていくのである。

むしろ西晉時代は、身分的内婚制と呼び得るような閉鎖的な婚姻圏は未だ完成しておらず、形成期であるため、①③の位置づけは流動的であった。例えば、司馬懿の妻張春華の実家で、小族と戯れられるなど③に属したであ

ろう河内の山氏は、やがて①に属する河東の衛氏と婚姻関係を持つに至る。山濤の活躍もあって、貴族として一流の地位を築いたのであろう。また、琅邪の諸葛氏のように、(2)師・昭の姻戚でありながら、△武帝の妾媵を出している家もあった。劉宋の後宮では、正后は由緒正しい名族から迎えられ、三夫人以下の妾媵は、軍戸・營戸等の「厩阜」から採るとの峻別が厳守され、晉のように採扱が冠冕に及ぶことはなかったという。^(三六)士庶区別が成立している劉宋では、三夫人以下の妾媵の一族が貴族化することを拒否したのである。貴族制の形成期である西晉と、既成の貴族制を守ろうとする劉宋との違いをここに見ることができよう。

石母田正は、身分と階級について、階級とは特定の歴史的社會の生産關係、その時代の主要な生産手段にたいする所有關係によつて規定された社會集團であり、身分とは階級關係が政治的または國家的な秩序として固定された階層的秩序であると定義する。^(三七)皇帝により國家的な秩序として形成された身分制が、貴族制であるならば、西晉の武帝が行つた婚姻という秩序により、國家の官僚としての高下を定めようとする行為は、貴族制の形成へと繋がるものと考えられる。ただし、功臣である公爵の家でありながら、鄭氏・何氏・石氏などに帝室との婚姻關係が確認されないように、婚姻關係だけで國家的な秩序である貴族制を規定することは不可能である。五等爵制、そして從來最も注目されてきた九品中正制度が、貴族制の成立には大きく係わるのであろう。

貴族が儒教と卓越的諸文化とを専有することを存立基盤とするのであれば、^(三八)西晉より形成され始めた身分制的な内婚制は、文化の専有性を維持する装置として有用であつた。本来、社會的秩序としての通婚圈は、貴族の間で有していたものであつた。^(三九)主として西晉期に貴族によつて作られた氏譜には、必ず婚姻の記事が記入されていたとい^(四〇)う。しかし、身分制的な内婚制、國家的な秩序としての内婚制は、自然發生的に成立したものではなく、^(四一)西晉の武

帝の婚姻政策を機に形成されていったのである。西晉の皇帝權力は婚姻政策により、当時の社会的な秩序を身分的な内婚制として国家により編成し直し、階層的な身分制度である貴族制を形成しようとしたのである。

おわりに

司馬氏は、曹魏の時代には、数多くの同輩と並ぶ「名士」の一員であった。司馬懿から司馬師・司馬昭にかけての婚姻には、それが如実に表れている。しかし、武帝司馬炎は、同輩者の中の第一人者に甘んじることにはなかった。積極的な婚姻政策によって、自らを頂点とする婚姻関係の国家的秩序を作りあげ、階層的な身分制度である貴族制へと反映させることを試みたのである。貴族制は、個人的な主従関係や荘園の領主的支配を指標とする封建制の亜種ではない。周制を模範とする国制的秩序として構築される身分制度である。その構造を理解するためには、「封建」の復権とともに現れた五等爵、及び従来の貴族制研究の中心であった九品中正制度の解明が必要であるが、それらについては稿を改めて論ずることにしたい。

《注》

- (一) 仁井田陞「六朝および唐初の身分的内婚制」(『歴史学研究』九一八、一九三九年)・「敦煌発見の天下姓望氏族譜」(『石濱先生古稀記念 東洋学論叢』石濱先生古稀記念会、一九五八年)、いずれも『補訂 中国法制史研究』奴隸農奴法・家族村落法(東京大学出版会、一九六二年)に所収、仁井田陞『支那身分法史』(東方文化学院、一九四二年)を参照。また、唐代の婚姻

関係については、前田愛子「中国の婚姻——唐代の通婚制限に関する律令をめぐって」（『東アジアにおける日本古代史講座』一〇、一九八四年）を参照。

(二) 安田二郎「西晋武帝好色攷」（『東北大学東洋史論集』七、一九九八年、『六朝政治史の研究』京都大学学術出版会、二〇〇三年に所収）。

(三) 中村圭爾「劉岱墓誌銘」考——南朝における婚姻と社会的階層（『東洋学報』六一—三・四、一九八〇年）。「墓誌銘よりみた南朝の婚姻関係」、いずれも『六朝貴族制研究』風間書房、一九八七年に所収）は、甲族と庶人層との中間の社会的身分をもつ諸族の婚姻を墓誌を利用して解明したものである。なお、築山治三郎「西晋及び南朝の後宮」（『古代文化』三三—九、一九八一年）も参照。

(四) 路遠「《司馬芳碑》刻立年代考弁」（『文博』一九九八—二、一九九八年）は、司馬芳碑を東晋の司馬準が北魏に降伏したのち、四三〇—四五〇年の間に建てられた碑であるとし、井波陵一「魏晉石刻資料選注」（京都大学人文科学研究所、二〇〇五年）は、三国時代の立碑としているが、いずれにせよ碑陽の残存部分から司馬芳（司馬防）の婚姻関係を見ることはできない。

(五) 山濤については、大上正美「山濤論——『貴顕』の自由人（上）」（『東書国語』三三五、『阮籍・嵇康の文学』創文社、二〇〇〇年に所収）、徐高阮「山濤論」（『中央研究院歴史語言研究所集刊』四一一、一九六九年）を参照。

(六) 後漢の豪族の婚姻関係については、矢野主税「後漢末期の郷邑の実態について」（『門閥社会成立史』国書刊行会、一九七六年）、劉増貴「漢代的豪門婚姻」（『史原』八、一九七八年、『漢代婚姻制度』華世出版社、一九八〇年に所収）、「漢代的益州士族」（『中央研究院歴史語言研究所集刊』六〇—三、一九九〇年）を参照。

(七) 曹魏における「文学」の政治的宣揚、ならびに「文学」的才能によって文帝の寵愛を受けた「單家」出身の呉質が、郷里社会より「士名」を得られなかったことについては、渡邊義浩「三国時代における『文学』の政治的宣揚」（『東洋史研究』五四—三、一九九五年、『三国政權の構造と「名士」汲古書院、二〇〇四年に所収）を参照。

(八) 曹爽政權が玄學を宣揚して君主権力の強化を図ったことについては、渡邊義浩「浮き草の貴公子 何晏」（『大久保隆郎教授

退官紀念論集 漢意とは何か」東方書店、二〇〇一年、『三國政權の構造と「名士」前掲に所収」を参照。

(九) 王肅が司馬氏の行為を正当化したことについては、渡邊義浩「呻吟する魂 阮籍」(『中華世界の歴史的展開』汲古書院、二〇〇二年、『三國政權の構造と「名士」前掲に所収』を参照。

〇〇二年、『三國政權の構造と「名士」前掲に所収』を参照。

(二〇) 西晉が「儒家国家」にとって重要な井田・学校・封建の三施策を次々と具体化したことについては、渡邊義浩「井田の系譜——占田・課田制の思想的背景について」(『中国研究集刊』三七、二〇〇五年)・「西晉における國子學の設立」(『東洋研究』一五九、二〇〇六年)・「封建」の復権——西晉における諸王の封建に向けて」(『早稲田大学大学院文学研究科紀要』五〇—四、二〇〇五年)を参照。前二者に、王肅との係わりが認められ、封建に関しても『孔子家語』に「五等爵」の重要性が述べられている。なお、王肅の禮説にすべて従っていた、と考えられることの多かった西晉において、大射禮が鄭玄説に、鄉飲酒禮が王肅説に依って行われていたことについては、木島史雄「大晉龍興皇帝三臨辟雍皇太子又再蒞之盛德隆熙之頌」(『中国思想史研究』一九、一九九六年)を参照。

(二一) 王肅と王基との論争については、加賀栄治『中国古典解釈史』魏晉篇(勁草書房、一九六四年)を参照。

(二二) 司馬懿の弟廋の子である泰は、楊俊の孫を娶っている。楊俊は、はじめて司馬懿を高く評価した河内郡の「名士」である。これら司馬氏の婚姻関係の典拠については、表「司馬氏の婚姻関係」を参照。

(二三) 渡邊義浩「杜預の左傳癖と西晉の正統性」(『六朝學術学会報』六、二〇〇五年)。なお、渡邊義浩「杜預の諒闇説と皇位繼承問題」(『大東文化大学漢学会誌』四四、二〇〇五年)も参照。

(二四) 司馬昭による皇帝の廃位・殺害が郭皇太后の詔に掲げられた「孝」を媒介として正当化されたことについては、渡邊義浩「九品中正制度における「孝」」(『大東文化大学漢学会誌』四一、二〇〇二年、『三國政權の構造と「名士」前掲に所収』を参照。

(二五) 王伊同『五朝門第』(金陵大学中国文化研究所、一九四三年)、矢野主税『改訂 魏晉百官世系表』(長崎大学史学会、一九七一年)。なお、竹田竜児「門閥としての弘農楊氏についての一考察」(『史学』三二—一四、一九五八年)も、楊炳・楊駿の

家系を「如何なる系統に属するものなるか不明である」としている。

(二六) 石井仁・渡邊義浩「西晉墓誌二題」(『駒沢史学』六六、二〇〇六年)を参照。

(二七) 閻愛民『漢晉家族研究』(上海人民出版社、二〇〇五年)は、曹魏の皇后家が微賤の出身者も多いことに對して、兩晉の皇后家がみな高門大族の出身であることを数値的な分析により示している。

(二八) 泰始中、(武)帝博選良家以充後宮、先下書禁天下嫁娶。使宦者乘使車、給騶騎、馳傳州郡、召充選者、使(楊皇)后揀擇。后性妒、惟取潔白長大、其端正美麗者並不見留。時下藩女有美色、帝掩扇謂后曰、卞氏女佳。后曰、藩三世后族、其女不可枉以卑位。帝乃止。司徒李胤・鎮軍大將軍胡奮・廷尉諸葛沖・太僕臧權・侍中馮蓀・秘書郎左思及世族子女、並充三夫人・九嬪之列。司・冀・兗・豫四州二千石將吏家、補良人以下。名家・盛族子女、多敗衣瘠貌以避之(『晉書』卷三十一 后妃上 武元楊皇后傳)。

(二九) 胡芳を「三夫人」の筆頭である「貴嬪」とするなど、表「司馬氏の婚姻關係」にまとめた史料は、注(二)所掲安田論文に多くを依拠している。そのほか、胡志佳『門閥士族時代下的司馬氏家族』(文史哲出版社、二〇〇五年)を參考とした。胡著書は、安田論文より詳細であるが、文帝の娘常山公主を武帝の娘とし、惠帝の娘潁川公主・弘農公主を武帝の娘とするなど、誤りも見られる。

(二〇) 古者天子后立六宮。三夫人・九嬪・二十七世婦・八十一御妻、以聽天下之內治、以明章婦順。故天下內和而家理。天子立六宮。三公・九卿・二十七大夫・八十二元士、以聽天下之外治、以明章天下之男教。故外和而國治。故曰、天子聽男教、后聽女順。天子理陽道、后治陰德。天子聽外治、后聽內職。教順成俗、外內和順、國家理治、此之謂盛德(『禮記』昏義)。

(二一) 『周禮』にも、九嬪・世婦などの言葉は見えるが、「三夫人・九嬪・二十七世婦」と並称されない。したがって、『晉書』卷三十一 后妃列傳 序に、「周の禮に、天子は一后・三夫人・九嬪・二十七世婦・八十一御妻を立てて、以て王者の内政を聽く。故に婚義に曰く、『天子の后と與にするは、日の月と與にし、陰の陽と與にするが如し』と」(周禮、天子立一后・三夫人・九嬪・二十七世婦・八十一御妻、以聽王者内政。故婚義曰、天子之與后、如日之與月、陰之與陽)とある「周禮」を許嘉璐

（分史主編）『晉書』（二十四史全譯、漢語大詞典出版社、二〇〇四年）のように、『周禮』と訳するのは、のちに「婚（昏）義」という『禮記』の篇名を引用することから分かるように誤りである。中華書局點校本の如く「周の禮」と読むべきである。

（二二）左芬は、一九三〇年にその墓誌が発見されている。福原啓郎「西晉の墓誌の意義」（『中国中世の文物』京都大学人文科学研究所、一九九三年）を参照。

（二三）『毛詩正義』國風 關雎の詩序に、「關雎は、后妃の徳なり。……淑女を得て以て君子に配するを樂しむ。憂は賢を進むるに在り。其の色に淫せず、窈窕を哀み、賢才を思ひて、善を傷るの心無し。是れ關雎の義なり（關雎、后妃之徳也。……樂得淑女以配君子。憂在進賢。不淫其色、哀窈窕、思賢才、而無傷害之心焉、是關雎之義也）」とある。また、關雎の經學的解釈の變遷の背後にある、儒教的皇后論の展開については、保科季子「天子の好速——漢代の儒教的皇后論」（『東洋史研究』六一—二、二〇〇二年）を参照。

（二四）天子之妃謂之后何。后者、君也。天子妃至尊、天下尊之、故謂之后也（『白虎通』嫁娶）。

（二五）渡邊義浩「後漢時代の外戚について」（『史叢』五、一九九〇年、「後漢國家の支配と儒教」雄山閣出版、一九九五年に所収）。

（二六）天子無妻。告人無匹也（『荀子』君子篇）。

（二七）甘露五（二六〇）年、司馬氏の策謀により、曹魏の文帝期に止められていた太後の称詔が「如先代故事」として復活されている。下倉渉「散騎省の成立——曹魏・西晉における外戚について」（『歴史』八六、一九九六年）を参照。

（二八）孔子對曰、古之爲政、愛人爲大。所以愛人、禮爲大。所以治禮、敬爲大。敬之至矣、大昏爲大。大昏既至。冕而親迎。親迎者敬之也。是故君子興敬爲親。捨敬則是遺親也。弗親弗敬弗尊也。愛與敬、其政之本與。（『哀』）公曰、寡人願有言也。然冕而親迎、不已重乎。孔子愀然作色而對曰、合二姓之好、以繼先聖之後、以爲天下・宗廟・社稷之主。君何謂已重乎。

（『孔子家語』大昏解）。

（二九）（秦始皇十年閏正月）丁亥、詔曰、嫡庶之別、所以辨上下、明貴賤。而近世以來、多皆內寵、登妃后之職、亂尊卑之序。自今以後、皆不得登用姜媵以爲嫡正（『晉書』卷三 武帝紀）。

(三〇) 孔子遂言曰、昔三代明王必敬妻子也、蓋有道焉。妻也者、親之主也。子也者、親之後也。敢不敬與。是故君子無不敬。敬也者、敬身爲大。身也者、親之支也。敢不敬與。不敬其身、是傷其親。傷其親、是傷其本也。傷其本、則支從之而亡。三者百姓之象也。身以及身、子以及子、妃以及妃。君能修此三者、則大化懷乎天下矣。昔者大王之道也、如此國家順矣(『孔子家語』大昏解)。

(三一) 『白虎通』王者不臣に、「妻なる者は己と一體にして、恭しく宗廟を承け、其の歡心を得んと欲す。上は先祖を承け、下は萬世に繼ぎ、無窮に傳ふ。故に臣とせざるなり(妻者與己一體、恭承宗廟、欲得其歡心。上承先祖、下繼萬世、傳于無窮。故不臣也)」とあり、後漢「儒教國家」においてすでに、嫡妻を尊重する理由を宗廟祭祀に求めている。渡邊義浩「後漢時代の外戚について」(前掲)を参照。

(三二) 西晉における五等爵については、越智重明「五等爵制」(『魏晉南朝の政治と社会』(吉川弘文館、一九六三年)を参照。

(三三) 太原の王氏については、守屋美都雄「六朝門閥の一研究——太原王氏系譜考」(『日本出版協同株式会社、一九五一年)を、琅邪の王氏については、蕭華榮『簪纓世家——西晉南朝琅邪王氏伝奇』(生活・読書・新知三聯書店、一九九五年)・王大良『中国古代家族与国家形態——以漢唐時期琅邪王氏爲主的研究』(甘肅人民出版社、一九九九年)を参照。太原・琅邪の両王氏を扱った稲田尹「王謝の系譜——世説新語を中心として」(1)~(10)『鹿兒島大学文科報告』四、五、七、八一、九一、一〇一、一三、一四一一、一五一、一六一、一九六八、八〇年)もある。弘農の楊氏については、注(二五)所掲竹田論文を参照。河東の裴氏については、矢野主税「裴氏研究」(『長崎大学教育学部社会科学論叢』一四、一九六四年、周征松「魏晉隋唐間的河東裴氏」(山西教育出版社、二〇〇〇年)、西江「裴氏人物著述」(山西人民出版社、二〇〇二年)を参照。

(三四) 李金河「魏晉隋唐婚姻形態研究」(齊魯書社、二〇〇五年)は、西晉時代の貴族が皇帝との婚姻關係により台頭していることから、西晉の時に門閥政治はすでに確立していたが、皇帝権力は依然として貴族を凌駕しており、貴族はなお皇帝権力に依存していた、と評している。

(三五) 士庶区別については、中村圭爾「士庶区別」小論——南朝貴族制への一視点(『史学雑誌』八八一、一九七九年、『六

朝貴族制研究」前掲に所収）を参照。

(三六)『宋書』卷四十一 后妃傳の「史臣曰」。注(二) 所掲安田論文も参照。

(三七) 石母田正「古代の身分秩序——日本の場合についての覚書」(『古代史講座』学生社、一九六一年)。

(三八) 貴族の定義については、渡邊義浩「所有と文化」(『中国——社会と文化』一八、二〇〇三年、『三國政權の構造と「名士」前掲に所収)を参照。

(三九) 司馬懿が河内郡の豪族同士で婚姻関係を結び、司馬師・司馬昭が自分と同等な「名士」との婚姻を求めたように、後漢から三国時代にかけて、社会的な秩序としての婚姻圏は成立していた。

(四〇) 矢野主税「世説叙録の価値について」(『史学雑誌』六六—九、一九五七年)・「六朝門閥の社会的・政治的考察」(『長大史学』六、一九六二年)を参照。

(四一) (三) 所掲中村論文は、南朝における通婚集団の階層的構成からうかがえる社会的身分秩序と、官僚社会における地位が対応するあり方に関して、社会的身分秩序の構成に規定されて官僚社会における階層秩序が構成される、としている。これに対して西晉では、皇帝権力の主導により、社会的な通婚圏が身分制的な内婚制へと編成され、それが官僚制度における階層秩序に反映したと考えられるのである。

図「司馬氏の姻戚の婚姻関係」
(後漢末〜東晉)

